

令和2年11月26日

生活安全課

担当者 金谷

内線電話 3882

直通電話 076-225-1387

令和2年度「犯罪被害者週間」におけるキャンペーンの実施について

1 実施目的

犯罪被害者やその家族、遺族の方々が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び平穩に暮らせるようになるためには、地域の人々の理解と支援が重要であることから、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせ、県民に対し広報啓発を行い、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりを推進すること。

2 日時・場所

令和2年11月27日（金） 午後3時30分から午後4時30分

石川県金沢市諸江町30番地1

株式会社平和堂アル・プラザ金沢

3 実施内容

キャンペーン参加者が、買い物客等にリーフレットやグッズなどを配布し、犯罪被害者等支援への広報啓発を実施する。

4 参加者

石川県（生活安全課）、金沢市（人権女性政策推進課）、警察（県民支援相談課、金沢東警察署）、公益社団法人石川被害者サポートセンター、日本司法支援センター石川地方事務所（法テラス石川）、公益社団法人石川県防犯協会連合会

5 参考

犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）では、犯罪被害者等基本法成立の平成17年12月1日にちなんで、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」に設定し、集中的に犯罪被害者等支援に関する啓発活動を実施するとされているもの。

※ 新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの実施となります。

- ・マスク着用、手指の消毒
- ・実施場所でのソーシャルディスタンスの確保にご協力ください。